

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 第1節 計画策定の趣旨

日本の高齢化は急速に進行しており、令和7年（2025年）には団塊の世代全てが75歳以上になるほか、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化率は今後更に上昇していくことが見込まれています。

また、高齢化が一層進むなかで、後期高齢者や認知症の人の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、医療の必要な人の増加等、支援を必要とする高齢者の増加が予想され、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、生産年齢人口の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。紀美野町（以下「本町」）においても、同様な状況が予想されます。

このような状況から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進が求められており、本町では「きみの長寿プラン2021」（以下「前期計画」）において、生涯を通じて生き生きと充実した生活が営めるように、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、地域住民や関係機関等と連携しながら各種施策を進めてきました。

本計画では、前期計画での取組を更に進め、令和7年（2025年）をめざした地域包括ケアシステムの深化・推進、さらに令和22年（2040年）を見据えた地域共生社会の実現に向け、「きみの長寿プラン2024」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

「老人福祉計画」は老人福祉法第20条の8に基づき高齢者福祉事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき本町の介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する計画として策定します。

本町ではこの2つの計画を一体的に『きみの長寿プラン2024』として策定します。

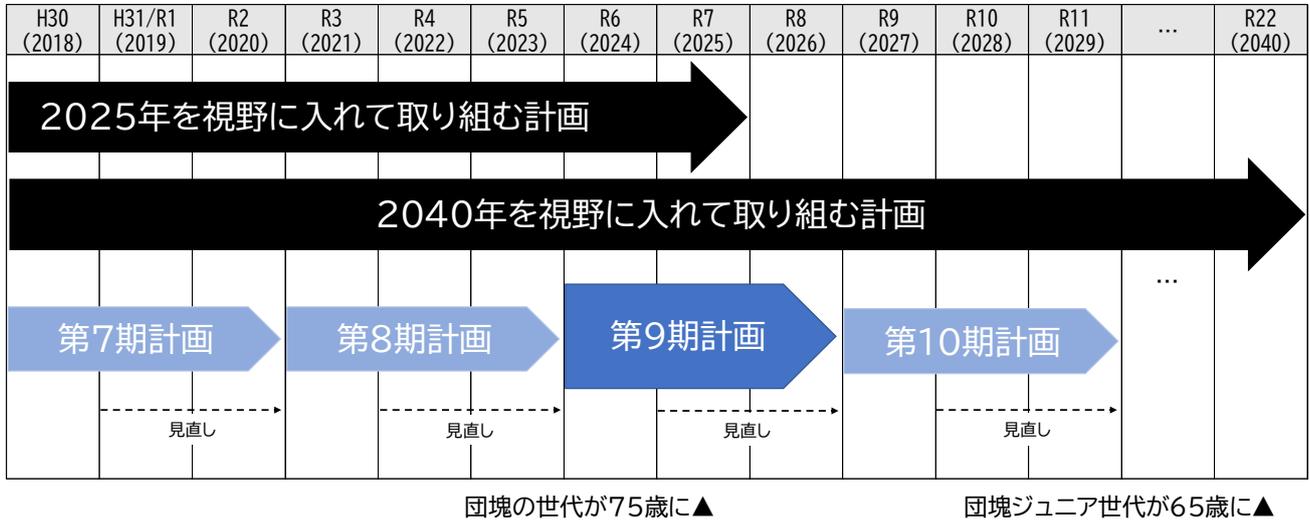
### (2) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、『第2次紀美野町長期総合計画』、『第2次健康きみの21』及び『紀美野町地域福祉計画』を包括した『第4次きみのいきいき行動計画』と整合性を取り、調和が保たれたものとしします。

また本計画は、厚生労働省の示した基本指針に基づくとともに、和歌山県が策定した「わかやま長寿プラン」とも相互に連携の取れたものとなるように策定するものです。

### 第3節 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を第9期計画期間として、令和5（2023）年度に策定しました。



## 第4節 計画策定に向けた取組及び体制

---

### (1) アンケート調査の実施

#### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

計画の策定に当たり、地域の抱える課題や実態を把握することを目的として行いました。

対象者	令和4年(2022年)11月1日現在、町内にお住まいの65歳以上の人 (要介護1～5の人を除く)
実施期間	令和4年(2022年)11月18日(金)～令和4年(2022年)12月19日(月)
実施方法	郵送配布、郵送回収

#### ② 在宅介護実態調査

高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方の把握を目的として行いました。

対象者	令和5年(2023年)1月現在、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人
実施期間	令和5年(2023年)1月15日(日)～令和5年(2023年)2月28日(火)
実施方法	介護支援専門員による聞き取り

### (2) 策定委員会による協議

介護給付費等の状況や保健、福祉、医療、生活面などについて、学識経験者、保健医療福祉関係者及び住民代表者等で構成する紀美野町介護保険事業計画等策定委員会の委員のご意見を基に計画を策定しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画に広く住民の意見を反映するため、本計画(素案)に対する意見募集のためのパブリックコメントを実施しました。

## 第5節 9期計画における国の主な動向について

### 【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

### 【見直しのポイント】

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

##### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

##### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

##### ③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

※資料：社会保障審議会介護保険部会（第107回）（令和5年（2023年）7月10日）